

国の重点支援地方交付金活用事業

ぶちとくながと生活優待券第4弾 取扱店募集

商品券が使える
お店を募集します

「ぶちとくながと生活優待券第4弾」は、物価高騰による市民への負担軽減及び地域経済活性化を図ることを目的とした、市内でのみ使用可能な商品券です。

※長門市から市民へ一人あたり **8,000円分**を配布



取扱店登録条件	消費者から商品券での支払を受けることが出来る事業所・店舗であり、別に定める取扱店要項に同意いただける事業所
換金方法	裏面の取扱店申込書にて指定した金融機関へ、受取商品券・換金請求書・通帳・入金伝票を提出すると指定口座に入金されます
換金手数料	無料
換金期間	令和8年5月13日(水)～令和8年10月23日(金)の中で毎月3の付く日 (3日、13日、23日 *但し店休日の場合は前営業日)
換金金融機関	長門市内に支店・支所のある下記金融機関の口座を指定下さい。 (山口銀行・西京銀行・萩山口信用金庫・J A山口県)
商品券額面	《1セット》1,000円券×8枚 ・全 店 共 通 券 (4,000円分)・・・取扱全店で利用可能 ・中小規模店専用券 (4,000円分)・・・取扱店のうち、売場面積1,000㎡以下の店舗のみ利用可能
総 額	2億4千万円
使用有効期間	令和8年5月1日(金)～令和8年9月30日(水)

取扱店登録(一覧表掲載)締切 令和8年3月3日(火)午後5時まで

期日までのご登録で、長門市民に配布する「取扱店一覧表」に店舗名(事業所名)が掲載されます。
このチラシの裏面の記入欄すべてを記入し、長門商工会議所へご提出下さい。
※期日を過ぎた場合は、長門市及び長門商工会議所ホームページへ随時掲載されます。

※令和5年度に「ぶちとくながと生活優待券2」取扱店としてご登録済の事業所様については、引き続き商品券取扱店としてのご継続をお願いいたします。

特にお申し出がない限り、取扱店として登録させていただきますので、この申込書の提出は不要です。

なお、登録内容の変更がある場合は、裏面の取扱店申込書の提出が必要となります。

登録内容について(店舗名、口座など)ご不明な点がございましたら、長門商工会議所までお問合せください。

お申込み・お問合せ先

長門商工会議所

〒759-4101 長門市東深川 1321-1
TEL: 0837-22-2266 FAX: 0837-22-6490

長門商工会議所 行 郵送またはFAX（22-6490）願います。

ぶちとくながと生活優待券第4弾 取扱店申込書

フリガナ 事業所名	<長門商工会議所使用欄>		
フリガナ 役職・代表者名	事務担当者名		
所属団体 (口にチェック)	☐ 長門商工会議所 ☐ ながと大津商工会 ☐ 加入していない		
チラシ掲載用 店舗名 フリガナは必ずご記入ください	フリガナ		
事業所住所	長門市		
電話番号		FAX番号	
事業内容(業種等)			
上記で小売業の場合 売場面積 (口にチェック)	☐ 1,000平方メートルを超える ☐ 1,000平方メートル以下 ※同系列のチェーン店の場合、1店舗でも売場面積が1,000平方メートルを超える場合は 全店を大規模店扱いとし、全店共通券のみの扱いとなります。		
取扱店ステッカー	枚 (ご記入のない場合は2枚配布いたします)		
商品券換金指定口座 (長門市内の金融機関のみ)	(口にチェック) ☐ 山口銀行 ☐ 西京銀行 ☐ 萩山口信用金庫 ☐ J A山口県	支店 支所	
預金種別	普通・当座	☐ 口座番号	

☐ 下記の1～4の項目に同意して取扱店の申込をいたします。(☑ チェックをしてください)

1. 換金額は、指定の口座に入金されることに同意します。
2. 商品券の使用期限は、商品券に記載の期間とし、以後は使用不能となることに同意します。
3. 換金期限は令和8年10月23日(金)とし、以後は商品券の換金は不能で無効となることに同意します。
4. この他「ぶちとくながと生活優待券第4弾」取扱店要項を遵守します。

※認定された事業所には、4月下旬に換金書類一式をお送りいたします。

※ご記入いただいた情報は、本事業の実施・運営及び長門商工会議所からの各種連絡に利用します。

《ぶちとくながと生活優待券第4弾 取扱店要項》 令和8年1月23日現在

1. 目的

「ぶちとくながと生活優待券第4弾」は、物価高騰による市民の負担軽減及び地域経済活性化を図ることを目的とし、市内でのみ使用可能な商品券を発行する。

2. 商品券の内容

商品券は以下の内容で長門商工会議所が事務取扱を行う。

- (1) 商品券の名称は「ぶちとくながと生活優待券第4弾」とする。
- (2) 商品券額面は1枚1,000円とする。
- (3) 商品券の使用有効期間は令和8年5月1日～令和8年9月30日までとする。
- (4) 使用有効期間を過ぎた商品券は使用出来ない。
- (5) 釣銭には応じない。
- (6) 払い戻し(返品・返金)には応じない。
- (7) 商品券は全店舗で使用できる共通券(全店共通券)と1,000円以下の店舗で利用できる専用券(中小規模店舗専用券)の2種類となる。

3. 取扱登録店

- (1) 取扱店は長門商工会議所が認定する。
- (2) 換金手数料(取扱店負担金)は無料とする。
- (3) 商品券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等と引換える。
- (4) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らない。
- (5) 取扱店にはステッカー、登録証書を配布する。

4. 換金方法

- (1) 商品券の換金は、受取商品券に換金請求書を添えて指定する期日(3日、13日、23日《但し店休日の場合は前営業日》)に金融機関へ提出すると、指定口座に即日、若しくは翌営業日に入金される。
 - (2) 換金の際は、必ず「登録証書」(有効期限の過ぎたものは無効)を提示する。
 - (3) 商品券の裏面には事業所名、代表者名を記入する。
- 注：不正な商品券は換金出来ない。また、商品券の裏面に登録証書に記載された名前以外が記入されている商品券は換金出来ない。

5. 換金期限

- (1) 最終換金日は令和8年10月23日(金)とする。
- (2) 最終換金日を過ぎると換金することはできない。

6. 商品券の利用

- 消費者へ直接提供できる商品・サービス等に限り、以下のような場合は利用できない。
- (1) 商品券の現金化。
 - (2) 納税や公共料金の支払、他の商品券、金券、切手、印紙など換金できるものや法律等で商品券での購入ができないもの。
 - (3) 事業決済資金(買掛金、未払金等)としての流用。
 - (4) その他各取扱店において商品券の利用対象外としている商品、また、商品券の利用を制限している商品。

7. 禁止行為

- (1) 「登録証書」を他人に貸与又は譲渡すること。
- (2) 商品券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。